

桐 生 市 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

開 会	令和3年5月7日（金）																		
閉 会	令和3年5月7日（金）																		
場 所	美喜仁桐生文化会館 スカイホールA																		
出席者	教育長 小林 一 弘 委員 板橋 英之 委員 山野 玲子 委員 松本 昭彦 委員 飯山 千里																		
欠席者	なし																		
説明のため 出席した職員	<table border="0"> <tr> <td>教育部長</td> <td>西 場 守</td> </tr> <tr> <td>教育部参事</td> <td>飯 泉 尚 士</td> </tr> <tr> <td>総務課長</td> <td>小 山 貴 之</td> </tr> <tr> <td>教育未来室長</td> <td>原 橋 貴 史</td> </tr> <tr> <td>学校教育課長</td> <td>柴 塚 雄 太</td> </tr> <tr> <td>教育支援室長</td> <td>渡 邊 真 宏</td> </tr> <tr> <td>生涯学習課長</td> <td>藤 川 恵 子</td> </tr> <tr> <td>文化財保護課長</td> <td>萩 原 清 史</td> </tr> <tr> <td>図書館長</td> <td>浅 野 都</td> </tr> </table>	教育部長	西 場 守	教育部参事	飯 泉 尚 士	総務課長	小 山 貴 之	教育未来室長	原 橋 貴 史	学校教育課長	柴 塚 雄 太	教育支援室長	渡 邊 真 宏	生涯学習課長	藤 川 恵 子	文化財保護課長	萩 原 清 史	図書館長	浅 野 都
教育部長	西 場 守																		
教育部参事	飯 泉 尚 士																		
総務課長	小 山 貴 之																		
教育未来室長	原 橋 貴 史																		
学校教育課長	柴 塚 雄 太																		
教育支援室長	渡 邊 真 宏																		
生涯学習課長	藤 川 恵 子																		
文化財保護課長	萩 原 清 史																		
図書館長	浅 野 都																		
事務局職員 出席者	<table border="0"> <tr> <td>庶務係長</td> <td>大 澤 路 代</td> </tr> <tr> <td>庶務係（担当）</td> <td>小 林 奈美子</td> </tr> </table>	庶務係長	大 澤 路 代	庶務係（担当）	小 林 奈美子														
庶務係長	大 澤 路 代																		
庶務係（担当）	小 林 奈美子																		
時 間	開 会 午後 2 時 00 分 閉 会 午後 2 時 39 分																		

提 出 議 案		
議案番号	件 名	結 果
議案第 21 号	桐生市学校給食共同調理場の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例案	秘密会にて審議
報告第 1 号	臨時代理（財産取得（タブレット PC（1,314 台））について）の承認を求めるについて	秘密会にて審議
発 言 者	発 言 内 容	
教育長	<p>はじめに、定例会開始前に市民憲章の唱和を行っておりますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から全員で大きな声を出すのは控えたいと考えておりますので、本日は市民憲章の唱和はなしということをお願いいたします。状況が改善しましたら、市民憲章の唱和をお願いしたいと思います。なお、発言中はマスクの着用をお願いします。聞きづらいということがありましたら、聞き直していただければと思います。</p> <p>それでは、これより桐生市教育委員会 5 月定例会を開会いたします。ただいまの出席者は、5 名であります。直ちに会議を開きます。</p> <p>日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第 18 条の規定により、板橋委員を指名いたします。</p> <p>日程第 2 会期決定の件を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。</p> <p><異議なしの声></p>	
教育長	<p>ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。</p> <p>日程第 3 事務報告についてを議題といたします。課ごとに順次報告をお願いいたします。</p> <p>（教育部長から新型コロナウイルス感染症対策本部に関する報告、続いて総務課から建制順に事務報告）</p>	
教育長	<p>ただいまの事務報告について、質疑に入ります。何かございますか。</p>	
板橋委員	<p>色々なイベントが中止になっていると思いますが、おはなし会はオンラインで開催できたということでした。他に、教育委員会関係の行事などを</p>	

	<p>オンラインで開催するのは難しいでしょうか。その際に、オンラインで開催するにはどうしたらいいかという課題をサイエンスドクターに考えさせるのもいいと思います。</p>
教育長	<p>オンライン開催の可能性について、何かございますか。</p>
総務課長	<p>教育委員会の臨時会の非公開のものについては、オンライン開催の可能性を検討したこともございます。その後、コロナウイルスの感染状況が落ち着いていましたので話が進んでいませんでしたが、感染状況を踏まえて検討していきたいと思います。</p>
板橋委員	<p>平時に検討しておいて、いざという時に実行できるということが大事だと思います。桐生市ならではの企画が中止されるともったいないので、オンラインでできるものは工夫して開催していただきたいです。よろしくお願ひします。</p>
教育長	<p>他にございますか。</p>
松本委員	<p>昨年も同じような状況の中で、学校が一番苦勞し配慮していた修学旅行等の校外学習について、5月21日まで今の状況が続きますが、その間、校外学習を予定している学校はあるのか、あるとしたらどのような対応をするのか、分かる範囲で教えてください。</p>
学校教育課長	<p>校外学習につきましては、今回の警戒度の引き上げを受け、遠くに出かけたり、バスを利用したりするものについて中止又は延期の対応をしております。ただし、近くの公園へ少人数で出かけるような学習については、予定どおり実施するという報告を学校から受けております。また、昨年度は様々な行事を中止又は延期したのですが、今年度も、校長先生数名のお力をお借りして、市教委の方で行事検討委員会を実施する予定です。校長先生からご意見をいただきながら、今後の行事をどうしていくか今月中に検討します。</p>
教育長	<p>他にございますか。</p>
飯山委員	<p>1月から教育委員会の会議に参加させていただいていますが、やはり緊急事態について宣言するか解除するかが話題となり、状況に対応するのが</p>

	<p>とても大変だと感じています。この状況がまだ続くと考えたと、行事についても、この1年間である程度ノウハウが積みあがっているのであれば、代替案を考えておいて、中止するのではなく代わりにベターな方法はないか検討する必要があると思いました。例えば、笛や鍵盤ハーモニカが吹けないのであれば打楽器にすることも考えられたと思いますし、オンラインお話し会のように、生涯学習関係の教室をZoomで開催したり、文化財であればそれを動画にして配信したりすれば、市民だけではなく色々な方に伝えられるのではないかと思います。</p>
教育長	<p>様々な可能性を探るとい事だと思いますが、今の時点で何か答えられることはありますか。</p>
	<p><発言なし></p>
教育長	<p>今後、そういった事を検討していただきながら、こんなことができたという報告を定例会の中でできればいいと思います。</p>
山野委員	<p>私も同じような事になりますが、行事、オンライン開催についてです。昨年、生涯学習関係で紹介していただいた県の生涯学習センターの講演会がZoomで開催されたので、自宅のパソコンから参加しました。本当にいいお話しが聞けましたし、家だと家族や興味のある方と一緒に聞くことができます。また、コロナ禍で、桐生市を出なくても参加できたのはよかったですと思います。</p> <p>せつかく昨年からコロナ禍における様々な対応に取り組んできているので、視点を変えて、よかった点を活かして行事を実施していただけないなと思います。昨日、相生小学校の校長先生と話すことができたのですが、臨機応変に柔軟な対応をするようリーダーシップをとっているというお話しを聞かせていただきました。学校でも、先生方が子どもにとって何が大事かを考えてくださっていると思います。感想になりましたが、以上です。</p>
教育長	<p>今回ご報告いただいている中には、教育委員会が主催していない行事などもありますから、場合によっては主催する方々に「こんな方法もありますよ」という手助けができればいいのかもしれないですね。他にございますか。</p>

松本委員	<p>今年大きく変わろうとしているのはタブレットの配布だと思います。このような状況ですので、近々にタブレットを活用していく必要があると思いますが、現在の活用状況や教員への指導・研修等の状況を聞かせてください。</p>
学校教育課長	<p>タブレットの活用につきましては、昨年度、タブレット配布後、教職員対象の研修を始めました。まだ回数を重ねられていないのですが、1回目の研修の際には、各校のリーダー的な先生に集まっていただきました。しかし、その先生方の中でも活用力には幅があると感じました。ですので、教職員の自己診断によって活用レベルを分け、教育研究所を中心に研修を行っていく予定になっております。今月も1週間の期間を設けて「タブレット活用法 楽々研修講座」を実施する予定ですので、その様子をみながら必要な手立てを講じていければと考えております。</p>
松本委員	<p>先生方と子どもたちにタブレットを使わせると、子どもたちの方が早くコツをつかめるのではないかと思います。自分もそうですが、どうしても100点の活用方法や授業を行おうとしてしまいますが、こういう状況下では、ある程度見切り発車であっても、子どもたちと一緒に授業を作り上げていくということが必要だと思いますので、先生方が恐れずに色々とチャレンジしていけるよう励ましていただきたいと思います。</p>
教育長	<p>他にございますか。</p>
飯山委員	<p>放課後子供教室についてわからないことがあります。学童に行っている子どもたちが放課後子供教室にも行っている姿を見かけたのですが、学童と放課後子供教室は別の活動と考えていいのでしょうか。</p>
生涯学習課長	<p>放課後子供教室と放課後児童クラブの違いということになると思いますが、放課後児童クラブは厚生労働省が所管しており、放課後に、保護者が仕事で家庭にいない児童をお預かりして生活の場を提供するという事業です。それに対して、放課後子供教室は文部科学省が所管している教育分野の事業になります。厚生労働省と文部科学省からは、ずいぶん前から、放課後子供教室と放課後児童クラブを一体的に連携しながら実施するようといわれておりまして、放課後こども総合プランに基づいて実施しています。</p> <p>実態としますと、現在、桐生市で実施している放課後子供教室は、昨年</p>

	<p>度 8 教室、今年度新たに 3 教室新設しまして 11 教室ありますが、基本的には、低学年を中心に、週 1 回 1 時間、学校の空き教室等を借りて、色々な体験活動や学習支援を行っています。放課後子供教室はあくまでも体験等を提供する場ですので、放課後児童クラブに入っているお子さんは、学校が終わったらまずはクラブに行き、そこから放課後子供教室に来ていただいて、クラブ以外のお子さんと一緒に活動して、終わったらまたクラブに戻りお迎えが来るまで過ごすといった流れになります。このように、放課後児童クラブのお子さんも、保護者が希望すれば放課後子供教室に来ていただけるという形になっています。</p>
飯山委員	<p>放課後児童クラブに入っていないお子さんは、一度家に帰ってから放課後子供教室に来るのでしょうか。</p>
生涯学習課長	<p>放課後児童クラブに入っていないお子さんは、学校が終わったら一度玄関を出て学校の活動に区切りをつけ、また別の入り口から入ってもらって、家には帰らずに放課後子供教室の活動に参加していただいています。また、放課後の、自分で歩いて帰れる時間帯で活動は終了になります。お迎えがないと参加できない時間帯となると、来られるお子さんが限られてしまうので、希望するお子さんがどなたでも参加できるようにしております。</p>
飯山委員	<p>ありがとうございました。</p>
教育長	<p>質疑も出尽くしたようですから、これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>日程第 4 次回以降の教育委員会定例会について確認いたします。6 月定例会については、6 月 11 日（金）午後 2 時から、美喜仁桐生文化会館国際会議室での開催を予定しています。7 月定例会については、7 月 7 日（水）午後 2 時から、正庁での開催を予定しています。次に、8 月定例会の予定について、事務局からご提案願います。</p>
教育部長	<p>8 月定例会については、8 月 2 日（月）午後 2 時 30 分からの開催をご提案申しあげます。</p>
教育長	<p>8 月定例会については、8 月 2 日（月）午後 2 時 30 分からという提案がありました。よろしいでしょうか。</p> <p><異議なしの声></p>

教育長	<p>それでは、8月2日（月）午後2時30分に予定させていただきます。会場は、追ってご連絡いたします。日程第5、日程第6につきましては、秘密会にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。</p> <p><異議なしの声></p>
教育長	<p>ご異議なしと認めます。よって、日程第5、日程第6につきましては、秘密会で行います。本件は秘密会となるため、傍聴規則第6条の規定により、傍聴の方々、報道の方々には退場していただくこととなりますので、よろしく願いいたします。暫時、休憩いたします。</p>